

「新たな肥料制度の施行に向けた関係者会議」開催要領

1. 趣 旨

第 200 回国会（令和元年臨時会）において、「肥料取締法の一部を改正する法律」が成立し、昨年 12 月 4 日に公布された。今後、原料管理制度や表示制度等の具体的な内容を関連の政省令等で定めることとしているが、肥料の生産や使用等の実態に即した有用な内容としていく必要がある。

このため、農業者や肥料生産業者等の関係有識者の意見を聞き、新たな制度の運用の検討に反映させることを目的として、消費・安全局において「新たな肥料制度の施行に向けた関係者会議」（以下「関係者会議」という。）を開催する。

2. 構成

- （１）関係者会議は農業者、肥料生産業者、消費者団体関係者、行政関係者等からなる委員によって構成する。なお、委員の出席が困難な場合は、代理出席を認めることができるものとする。
- （２）関係者会議は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求め、説明及び意見の聴取を行うことができることとする。

3. スケジュール

令和 2 年内に 2 回程度開催する。

4. 運 営

- （１）関係者会議は原則公開とする。ただし、関係者会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会合を非公開とすることができる。
- （２）関係者会議の配布資料は、農林水産省のホームページにより原則公表する。
- （３）関係者会議の議事録は、関係者会議終了後、委員の了承を得た上で、農林水産省のホームページにより公表する。
- （４）関係者会議に関する庶務は、消費・安全局農産安全管理課において行う。